

国土交通省

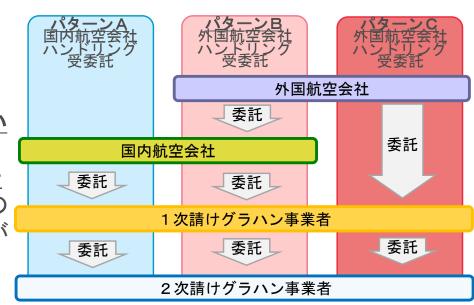
資料3

#### O. はじめに(策定の背景等)

- 〇近年の急激な物価上昇、これを上回る賃上げの実現に向け、<u>下請法が改正され令和8年1月1日から取適</u> 法が施行される。
- 〇訪日外国人旅客者数6000万人の政府目標の達成に向けては、<u>航空機の運航に不可欠な空港グランドハンドリング業務</u>(以下「グラハン業務」という)が持続可能な形で維持・発展していくことが重要であり、そのためには、労務費やエネルギーコスト等の上昇に対して適切な価格転嫁による適正取引を推進し、人材確保や生産性の向上等の取組とともに、安全・安心な職場環境の確保や処遇改善を継続的に進め、グラハン業務の魅力を向上させることが必要。

#### 1. 空港グランドハンドリング事業の業界構造及び取引関係

- ○グラハン事業は、旅客ハンドリング、ランプハンドリング、貨物ハンドリング、給油、ケータリング等<u>多岐にわたる業務</u>であるとともに、<u>事業者規模や背景も多様、かつ事業領域も各事業者によって様々</u>である(全国で約400社が事業展開)。
- 〇航空会社とグラハン事業者における業務の受委託取引は、<u>主に3パターンに類型され、交渉・契約にはIATAが提供する</u> SGHA\*1を活用することが一般的である。契約料金は、<u>個社間での交渉によって決まるため、業界標準料金等は設定されていない</u>。
- ○グラハン事業者間において委託される業務は、<u>事業者自身がその業務について事業展開していない</u>、もしくは<u>リソース不足</u>等の理由から、2次請け、3次請け事業者に再委託しているケースが多く、<u>業界として多重委託構造</u>となっている。





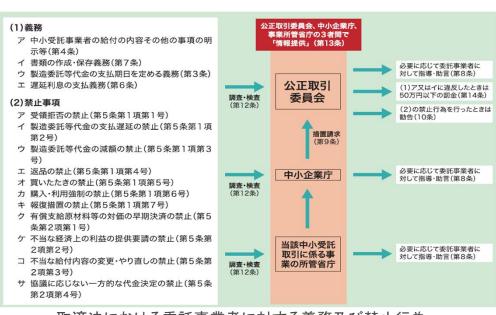
## 国土交通省

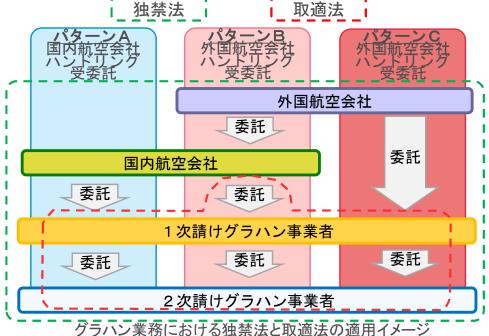
#### 2. ガイドラインの対象となる事業者等

〇取引に関わる全関係者が、共通の理解・認識のもとで不適切な取引等の未然防止、公正かつ透明な取引等 <u>を推進することが重要</u>であることから、グラハン業務に関する受委託取引の当事者である<u>外航、本邦航空会</u> 社及び<u>グラハン事業者</u>はもとより、特に地方空港において<u>外航の路線誘致を主体的に実施している県等の地</u> <u>方公共団体や空港会社</u>についても、減便や撤退へのリスク対応の観点から、<u>広く周知</u>を図る。

#### 3. ガイドラインの対象となる取引

- ○グラハン業務を実施している中小受託企業にかかる取引を念頭に、指導/監督の観点及び規制事項との関係において留意すべき観点等から、<u>独禁法及び取適法を中心に記載</u>。
- 〇独禁法の簡単な紹介とともに、取適法における<u>役務提供委託のイメージ</u>及び<u>該当する委託事業者と中小</u> 受託事業との関係性の定義、委託事業者に適用される義務及び禁止行為について紹介。







国土交通省

## 4. グラハン業務において問題となる得る主な行為類型別の整理と取適法との関係

〇「買いたたき」「不当な経済上の利益の提供要請」「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」等の役務 提供委託に適用される取適法上の禁止行為の類型別に、グラハン業務の遂行にあたり問題となりうる行為 を、業界への<u>ヒアリングを通じて得た事例や、起こりうる(想定される)事例</u>をもとに、<u>取適法等の留意点、求</u> められる取引慣行、望ましい取引実例(ベストプラクティス)を紹介。

#### 5. 取適法の違反行為に対する措置

- 〇取適法の改正により、公正取引委員会、中小企業庁に加え、<u>業所管官庁も委託事業者に対して指導及び助</u> <u>言が可能に</u>。
- ○公取委は、違反行為があると認める場合は、委託事業者に対し、<u>違反事項を取りやめて現状回復させること</u>、 及び再発防止等の必要な措置をとることを勧告する。(<u>勧告内容は、原則公表</u>)

## 6. 取適法が適用されない取引に対する独禁法の適用について

- ○取適法における資本準備金や従業員数、取引内容の要件を満たさないことで取適法が適用されない場合であっても、取適法で禁止されている行為を行った場合、<u>独禁法における「優越的地位の濫用」に該当する</u>おそれがある。
- ○優越的地位の濫用とは、取引上において<u>実質的に優越的な地位にある事業者</u>が、取引の相手方に対して、 その地位を利用して、正常な商習慣に照らして不当に相手方に不利益を与える もの。



国土交通省

## 7. 取適法が適用される取引に対する独禁法の適用について

○独禁法における優越的地位の濫用と取適法における禁止行為は重複する部分があるが、どちらの法律にも無触する場合は取適法が適用される。

独禁法(優越的地位の濫用)

取適法 (禁止行為)

#### 8. 受託中小企業振興法について

- 〇中小企業における物価上昇を上回る賃上げの実現に向け、下請振興法が改正され<u>令和8年1月1日から受</u> <u>託中小企業振興法が施行</u>される。
- ○受託中小企業振興法は、委託事業者の協力のもと、<u>中小受託事業者が主体的にその事業を運営</u>し、かつ、 その能力を最も有効に活用することができるよう中小受託企業の振興を図ることを目的としている。

#### 9. 適正な取引を推進する上で必要な関係事項

- ○グラハンは労働集約型の産業であり、従業員の安全や健康が確保されないような<u>過酷な労働環境</u>、低賃金や長時間労働を前提とした<u>不適切な動労条件等を強いること</u>は、関係法令に抵触するとともに、<u>不安全事象の増加や、ひいては航空機の安全運航にも支障を来しかねないことを改めて認識することが重要。</u>
- ○悪天による遅延にともなう待機等、委託事業者や中小受託事業者に起因しない事由による対応が生じた場合のコスト負担のあり方について、グラハン業務の発注者である航空会社も含めた3者により、事前・事後において適切な協議等が行える関係性の構築が望ましい。
- ○個々の事業者においては、安全・安心な職場環境の整備や適切な労働条件の設定にかかる経費を確保するため<u>適正取引の推進が重要</u>であるとともに、パワハラ、セクハラに加えて<u>業務受委託関係における取引先からのカスハラ(B to Bのカスハラ)の防止</u>と、職員の安全・健康の確保に向けた<u>勤務間インターバル制度の導入</u>など、職場環境の整備に取り組む必要がある。



国土交通省

## 10. ガイドラインの活用方法について

- 〇業界全体で適正な取引を実現するためには、航空会社やグラハン事業者等の「企業」、定期航空協会や空港グランドハンドリング協会等の業種別の「団体」、国土交通省や地方公共団体等の「行政」が、相互に連携し課 題解決に向けた取組を継続して行うことが重要。
- 〇そのためには、各主体が本ガイドラインを「**遵守」**すること、より多くの関係者に「周知」すること、実効的なものとなるよう「活用」すること、主体的に「応用」することが重要。

## 11. 航空会社とグラハン事業者との取引

- 〇航空会社とグラハン事業者は、<u>相互に重要なパートナー</u>であり、相互信頼関係を一層強化するとともに付加価値を高め、<u>持続可能な発展と共存共栄に向けて連携・協力していくことが重要</u>。
- ○委託側は、労務費やエネルギーコストの急激な変動等の社会情勢、グラハン業務における2次請け・3次請け事業者の重要性、外国人材雇用の急増等による従来の事業環境の変化など、グラハン事業者が置かれている 状況への理解が必要。
- 〇受託側は、人材確保・育成とDXの推進、安全性/定時性の追求等によるサービス品質と生産性の向上に資する取組の推進、必要なコスト増等に関する具体的なデータの提示、受託側での過度なコスト抑制や従業員への過剰な負荷を前提とした不健全な競争(過当競争)の抑制とともに、<u>航空会社の置かれている状況への理解度推進が必要。</u>
- 〇特に地方空港においては、外航の路線誘致を主体的に実施し路線就航によるメリットを享受している県等の地方公共団体や空港会社についても、本邦航空会社やグラハン事業者が外航の就航にあわせて行う人材や資機材の準備にかかるコストに対して、減便や撤退へのリスク対応の観点から、適切なリスク分担のあり方を関係者間で検討していくことが重要。

#### 12. 参考

- 〇他業種の適正取引ガイドライン、自主行動計画、パートナーシップ構築宣言の紹介
- 〇公正取引委員会、中小企業庁の相談窓口(地方出先機関含む)、取引かけこみ寺等の紹介